

平成16年12月秋田市議会定例会提出予定案件

	件名	説明
	「 予 算 案 」 12 件	
1	平成16年度秋田市一般会計補正予算（第4号）の件	○資料別紙
2	平成16年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第1号）の件	○資料別紙
3	平成16年度秋田市市営墓地会計補正予算（第1号）の件	○資料別紙
4	平成16年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第1号）の件	○資料別紙
5	平成16年度秋田市農業集落排水会計補正予算（第2号）の件	○資料別紙
6	平成16年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第1号）の件	○資料別紙
7	平成16年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）の件	○資料別紙
8	平成16年度秋田市老人保健医療事業会計補正予算（第2号）の件	○資料別紙
9	平成16年度秋田市母子寡婦福祉資金貸付事業会計補正予算（第1号）の件	○資料別紙
10	平成16年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第2号）の件	○資料別紙
11	平成16年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）の件	○資料別紙
12	平成16年度秋田市下水道事業会計補正予算（第3号）の件	○資料別紙

「 条 例 案 」 32 件

13	秋田市公告式条例の一部を改正する件	○改正理由 河辺町および雄和町の編入に伴い、条例等の公布を行う掲示場に市民センターおよび連絡所の掲示場を加えるため、改正しようとするもの ○改正要旨 条例等の公布を行う掲示場に市民センターおよび連絡所の掲示場を加える。 ○施行期日 平成17年1月11日から
14	秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する件	○改正理由 河辺町および雄和町の編入に伴い、報酬に関する経過措置、地域審議会委員の報酬額等を定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 年額報酬の支給等に関する規定の整備を行うとともに、両町の審議会委員等で合併後引き続き本市の委員等となる者に対する報酬の支給に関する経過措置を規定する。 2 別表に、新たに地域審議会委員その他所定の審議会委員等の報酬額を規定する。 ○施行期日 平成17年1月11日から
15	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	○改正理由 河辺町および雄和町の編入に伴い、職員の給与の支給に関する経過措置等を定めるとともに、通勤手当の上限額を改めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 医療職給料表(2)の適用を受ける食肉衛生検査所の職員に給料月額100分の25以内の調整額を支給することとする。 2 交通用具を利用して通勤する職員に対して支給する通勤手当の支給限度額を現行の25,400円から38,100円に引き上げる。 3 編入日の前日に両町および河辺雄和地区消防一部事務組合（以下「組合」という。）において休職発令をされていた職員の給与に関する経過措置を規定する。 4 3のほか、編入日前に両町および組合

		の職員であった職員に係るこの条例の適用その他給与の支給に関し必要な経過措置を規定する。 ○施行期日 平成17年1月11日から
16	秋田市水防協議会条例および秋田市防災会議条例の一部を改正する件	○改正理由 秋田警察署の分轄に伴い、委員の定数を改めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 水防協議会の委員の定数を現行の8人から9人に改める。 2 防災会議の委員の定数を現行の51人以内から52人以内に改める。 ○施行期日 平成17年2月1日から
17	しあわせづくり秋田市民公聴条例を設定する件	○設定理由 市民の市政参加の機会を確立し、市民の意見等をより一層市政に反映させるため、この条例を設定しようとするもの ○要 旨 1 市は、計画等の企画立案過程で、市民参加の促進に努めることとする。 2 市民は、主体的に、まちづくりに参加することに努めるものとする。 3 この条例の対象となる計画等は、総合計画、各行政分野の基本的な事項を定める計画、市の基本的な方針等を定める条例等とする。 4 市は、3の計画等を策定しようとするときは、その案を公表し、市民から意見等を求めることとする。 5 市は、市民の意見等を考慮して意思決定を行うこととする。 ○施行期日 平成17年4月1日から
18	秋田市小規模水道施設条例を設定する件	○設定理由 雄和町の編入により小規模水道施設を引き継ぐことに伴い、その設置、水道料金等について定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要 旨 1 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、小規模水道（以下「水道」という。）を設置することとする。 2 水道は、雄和藤森地区小規模水道およ

び雄和中の沢地区小規模水道とする。

3 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去（以下「新設等」という。）をしようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこととする。

4 給水装置の新設等に要する費用は、当該給水装置の新設等をする者が負担することとする。

5 給水装置の新設等の工事は、市長又は指定給水装置工事事業者が施行することとする。

6 給水は、災害等のやむを得ない理由等による場合のほか、制限又は停止しないこととする。

7 水道を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこととする。

8 水道の利用者等は、善良な管理者の注意をもって給水装置を管理しなければならないこととする。

9 料金は、基本料金と従量料金の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。

(1) 基本料金（1月につき）

メーターの口径	料 金
13ミリメートル	700円
20ミリメートル	1,200円
25ミリメートル	2,700円

(2) 従量料金（1月1 m³につき）

種 別	区 分	料金
メーター 口径13mm および20 mm	1 m ³ から10 m ³ まで	55円
	11 m ³ から20 m ³ まで	135円
	21 m ³ から50 m ³ まで	190円
	51 m ³ から100 m ³ まで	220円
	101 m ³ から200 m ³ まで	245円
	201 m ³ 以上	271円
メーター 口径25mm	1 m ³ から50 m ³ まで	190円
	51 m ³ から100 m ³ まで	220円
	101 m ³ から200 m ³ まで	245円
	201 m ³ 以上	271円

9 市長は、毎月の定例日にメーターの検針を行い、料金を算定することとする。

10 給水装置の新設又は改造を行おうとする者は、メーターの口径に応じた額の水道加入金を納付しなければならないこととする。

メーターの口径	水道加入金の額
13ミリメートル	73,500円
20ミリメートル	168,000円
25ミリメートル	241,500円

11 市長は、次に掲げる手数料を徴収することとする。

(1) 設計審査手数料

ア 新設又は改造（便所の水洗化のみのものを除く。）に係る審査 1 回につき2,500円

イ 改造（便所の水洗化のみのものに限る。）又は撤去に係る審査 1 回につき1,700円

(2) 工事検査手数料

ア 現地検査 1 回につき3,500円

イ 書類検査 1 回につき1,200円

12 市長は、管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道の利用者等に対し、必要な措置を指示することができることとする。

13 市長は、給水装置の構造および材質が基準に適合していないときは、給水の申込みの拒否等を行うことができることとする。

14 市長は、水道の利用者が料金等を期限内に納入しないとき等に、給水を停止することができることとする。

15 この条例に定めるもののほか、給水についての供給条件等は、水道事業の例によることとする。

16 承認なしに給水装置の新設をした者等は、5万円以下の過料に処することとする。

17 詐欺その他不正の行為により水道料金等の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することとする。

○施行期日 平成17年1月11日から。編入日から平成18年4月1日以後最初の検針日までの期間の水道料金については、雄和町の条例の例による旨の経過措置その他所要の経過措置を規定する。

19	秋田市手数料条例の一部を改正する件	○改正理由 河辺町および雄和町の編入に伴い、手数料に関する経過措置を定めるとともに、豚のと畜検査手数料の額を引き下げ、と畜検査等証明書交付手数料について定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 新たにと畜検査等証明書交付手数料（300円）について規定する。 2 豚のと畜検査手数料を450円から400円に引き下げる。 3 と畜検査手数料およびと畜検査等証明書手数料は、後納させることができることとする。 4 編入日前に両町に対してなされた申請に係る手数料については、両町の条例の例による旨の経過措置を規定する。 5 編入日前にした行為等に対する罰則の適用については、両町の条例の例による旨の経過措置を規定する。 ○施行期日 平成17年1月11日から
20	秋田市立夜間休日応急診療所条例の一部を改正する件	○改正理由 診療科目を改めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 休日の昼間の内科を廃止する。 ○施行期日 平成17年4月1日から
21	秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する件 破産法（平成16年法律第75号）：平成16年6月2日公布、平成17年1月1日施行	○改正理由 破産法（平成16年法律第75号）の施行に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 規定中の「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。 ○施行期日 平成17年1月1日から
22	秋田市個別排水処理施設条例を設定する件	○設定理由 河辺町の編入により個別排水処理施設を引き継ぐことに伴い、その設置、使用料等について定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要 旨 1 市は、公共下水道等によって汚水を集

- 合して処理することが適当でない地域に、個別排水処理施設を設置することとする。
- 2 市長は、個別排水処理施設により汚水の処理を行おうとする区域（以下「処理区域」という。）を定めるものとする。
- 3 処理区域内の住宅の所有者等は、市長に個別排水処理施設の設置を申請することができることとする。
- 4 市長は、3の申請があった場合において、個別排水処理施設の設置を適当と認めるときは、工事計画を作成し、申請者にその承諾を求めることとする。
- 5 市長は、申請者から承諾書の提出があったときは、個別排水処理施設を設置するものとする。
- 6 申請者は、個別排水処理施設の設置の通知を受けたときは、速やかに排水設備を設置し、汚水を当該個別排水処理施設に排除しなければならないこととする。
- 7 排水設備の新設、改造、修理又は撤去（以下「新設等」という。）をしようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこととする。
- 8 排水設備の新設等の工事に要する費用は、その承認を受けた者が負担するものとする。
- 9 排水設備の新設等の工事は、市の指定排水設備工事業者が行うこととする。
- 10 排水設備の新設等の工事が完了したときは、5日以内に完了届を市長に提出し、検査を受けなければならないこととする。
- 11 個別排水処理施設には、汚水以外の土砂等を排水してはならないこととする。
- 12 個別排水処理施設の使用開始等をしようとする者は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならないこととする。
- 13 個別排水処理施設の利用者（以下「利用者」という。）等は、個別排水処理施設を適正に保管しなければならないこととする。
- 14 利用者等は、自らの責めに帰すべき事由により個別排水処理施設の修繕の必要が生じたときは、その費用を負担しなければならないこととする。
- 15 利用者等は、自己の都合により個別排

水処理施設の移設等の必要が生じたときは、その費用を負担しなければならないこととする。

16 使用者は、個別排水処理施設の使用等に係る電気料金等を負担しなければならないこととする。

17 使用料の額は、使用者が個別排水処理施設に排除した汚水の量に応じ、次の表により算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。

(1) 水道水を使用した場合の使用料（1月につき）

使 用 料						
基 本 使 用 料	従 量 使 用 料（1立方メートルにつき）					
汚水量10立方メートルまでの分	汚水量10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	汚水量30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	汚水量50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	汚水量100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	汚水量500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	汚水量1,000立方メートルを超える分
1,020円	181円	226円	249円	305円	352円	427円

(2) 水道水以外の水を使用した場合の使用料（1月につき）

使 用 料				
基本使用料	従 量 使 用 料（1立方メートルにつき）			
汚水量10立方メートルまでの分	汚水量10立方メートルを超え15立方メートルまでの分	汚水量15立方メートルを超え100立方メートルまでの分	汚水量100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	汚水量500立方メートルを超える分
1,020円	75円	142円	149円	160円

18 使用者が個別排水処理施設に排除した汚水の量の算定は、次のとおりとする。

(1) 水道水を使用した場合は、その使用水量とする。

(2) 水道水以外の水を使用した場合は、使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する使用水量とする。

19 使用料は、次のとおり算定することとする。

(1) 水道水を使用した場合は、秋田市水道事業給水条例に規定する方法により算定することとする。

		(2) 水道水以外の水を使用した場合は、3月分ごとまとめて算定することとする。 20 市長の承認を受けずに排水設備の新設等を行った者等は、5万円以下の過料に処することとする。 21 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することとする。 ○施行期日 平成17年1月11日から。施行日から平成18年3月31日までの期間の使用料については河辺町の条例の例による旨の経過措置その他所要の経過措置を規定する。								
23	秋田市個別排水処理施設整備事業分担金徴収条例を設定する件	○設定理由 河辺町の編入に伴い、個別排水処理施設の設置に係る分担金について定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要 旨 1 市長は、個別排水処理施設の設置を承諾した者（以下「受益者」という。）から分担金を徴収することとする。 2 分担金の額は、人槽区分に応じ、次のとおりとする。 <table><tr><td>人槽区分</td><td>分担金の額</td></tr><tr><td>5人槽</td><td>93,900円</td></tr><tr><td>6人槽および7人槽</td><td>109,500円</td></tr><tr><td>8人槽から10人槽まで</td><td>139,200円</td></tr></table> 11人槽以上の個別排水処理施設に係る分担金の額は、その設置に要する費用の1割の範囲内で市長が定めることとする。 3 分担金は、個別排水処理施設が完成したときに賦課することとする。 ○施行期日 平成17年1月11日から。施行日前に河辺町の条例によりなされた処分等は、この条例によりなされたものとみなす旨の経過措置を規定する。	人槽区分	分担金の額	5人槽	93,900円	6人槽および7人槽	109,500円	8人槽から10人槽まで	139,200円
人槽区分	分担金の額									
5人槽	93,900円									
6人槽および7人槽	109,500円									
8人槽から10人槽まで	139,200円									
24	秋田市河辺岩見温泉条例を設定する件	○設定理由 河辺町の編入により河辺岩見温泉（以下「温泉」という。）を引き継ぐことに伴い、その設置、利用料金等について定めるため、この条例を設定しようとするもの								

○要 旨

- 1 温泉を河辺三内字外川原110番地に設置する。
- 2 温泉を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないこととする。
- 3 温泉の管理は、指定管理者に行わせることとする。
- 4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受することとする。

5 利用料金の上限額は、次のとおりとする。

区分					利用料金	
					単位	金額
1階	ふれあい	個人利用	休憩利用	一般	1人1回につき	250円
			夜間休憩利用	一般	1人1回につき	300円
	せせらぎ	個人利用	休憩利用	一般	1人1回につき	450円
			夜間休憩利用	一般	1人1回につき	550円
2階	研修室－1	個人利用	休憩利用	一般	1人1回につき	250円
			夜間休憩利用	一般	1人1回につき	300円
		貸切利用			1回につき	5,000円
	研修室－2	個人利用	休憩利用	一般	1人1回につき	250円
			夜間休憩利用	一般	1人1回につき	300円
		貸切利用			1回につき	5,000円
3階	個室(6畳)	個人利用	休憩利用	一般	1人1回につき	450円
			宿泊利用		一般	1人1泊につき
		小学生			2,500円	
	個室(12畳)	個人利用	休憩利用	一般	1人1回につき	450円
			宿泊利用		一般	1人1泊につき
		小学生			2,500円	
2階および3階の全室		貸切利用			1回につき	23,000円
浴室		個人利用	一般		1人1回につき	300円
			小学生			150円

備考

- 1 浴室の利用に係る回数券(12回利用券)は、一般3,000円、小学生1,500円とする。
- 2 この表において「休憩利用」とは、ふれあい、せせらぎ、研修室－1および研修室－2にあっては午前10時から午後5時まで、個室(6畳)および個室(12畳)にあっては午前10時から午後4時までの利用をいう。
- 3 この表において「夜間休憩利用」とは、午後5時から午後10時までの利用をいう。
- 4 この表において「貸切利用」とは、午前10時から午後10時までの間にお

	ける連続する4時間の利用をいう。 5 この表において「宿泊利用」とは、午後4時から翌日の午前10時（2日以上連続して宿泊する場合における最終日以外の日にあっては、午後4時）までの利用をいい、浴室の利用を含む。 6 貸切利用の利用時間は、管理上支障がない場合に限り、延長することができる。この場合の延長時間に係る利用料金の額は、1時間につき、研修室－1および研修室－2にあっては600円、2階および3階の全室にあっては1,600円とする。 7 延長時間が1時間に満たないときは当該延長時間を1時間とし、延長時間に1時間に満たない端数があるときは当該端数を1時間に切り上げる。 8 ふれあい、せせらぎ、研修室－1又は研修室－2の休憩利用をしている者が引き続き当該施設の夜間休憩利用をする場合の当該夜間休憩利用に係る利用料金の額は、この表の規定にかかわらず、1人につき、ふれあい、研修室－1および研修室－2にあっては50円、せせらぎにあっては100円とする。
25	秋田市雄和ふるさと温泉供給施設条例を設定する件 6 その他使用を終えたときの原状回復の義務等について規定する。 ○施行期日 平成17年1月11日から。施行日前に河辺町の条例によりなされた許可等は、この条例によりなされたものとみなす旨の経過措置を規定する。 ○設定理由 雄和町の編入により雄和ふるさと温泉供給施設（以下「供給施設」という。）を引き継ぐことに伴い、その設置、供給料金等について定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要 旨 1 供給施設を雄和神ヶ村字舟卸145番地2に設置する。 2 温泉の供給を受けるため供給施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこととする。 3 温泉の供給料金は、1口（20リットル）につき21円とする。 4 その他供給施設を損傷したとき等の損害賠償の義務等について規定する。 ○施行期日 平成17年1月11日から
26	秋田市河辺農林漁業振興会館条例を設定する件 ○設定理由 河辺町の編入により河辺農林漁業振興会館（以下「会館」という。）を引き継ぐことに伴い、その設置、使用料等について定めるため、この条例を設定しようとするもの

27 秋田市河辺畜産経営環境整備施設条例を設定する件

の

○要 旨

- 1 会館を河辺和田字上中野184番地2に設置する。
- 2 会館を使用することができる者は、市内に居住する農林漁業に従事する者を主たる構成員とする公共的団体とする。
- 3 会館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないこととする。
- 4 会館の使用料は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
事務室および倉庫	1年1㎡につき	2,100円
共同施設	1年につき	70,000円

- 5 会館の使用の許可を受けた者は、電気等の使用料等を負担することとする。
- 6 その他使用を終えたときの原状回復の義務等について規定する。

○施行期日 平成17年1月11日から。施行日前に河辺町の条例によりなされた許可は、この条例によりなされたものとみなす旨の経過措置および施行日前に河辺町の条例によりなされた許可に係る使用料については、平成17年3月31日までの間は、河辺町の条例の例による旨の経過措置を規定する。

○設定理由

河辺町の編入により河辺畜産経営環境整備施設（以下「たい肥センター」という。）を引き継ぐことに伴い、その設置、使用料等について定めるため、この条例を設定しようとするもの

○要 旨

- 1 たい肥センターを河辺神内字鎌倉1番地5に設置する。
- 2 たい肥センターは、家畜のふん尿の受け入れに関する事業等を行うこととする。
- 3 たい肥センターを利用することができる者は、市内に住所を有する農畜産業を営む者とする。
- 4 たい肥センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないこととする。
- 5 地方自治法の一部改正（平成15年法律

		第81号)に伴う経過措置が適用される間、たい肥センターの管理を委託することとする。 6 管理受託者は、利用料金を自己の収入として収受することとする。 7 利用料金の上限額は、ふん尿1トン当たり300円とする。 8 その他たい肥センターを損傷したとき等の損害賠償の義務等について規定する。 ○施行期日 平成17年1月11日から
28	秋田市河辺生産物直売所施設条例を設定する件	○設定理由 河辺町の編入により河辺生産物直売所施設(以下「直売所施設」という。)を引き継ぐことに伴い、その設置および管理について定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要 旨 1 直売所施設を河辺和田字上中野90番地3に設置する。 2 直売所施設を利用することができる者は、市内に住所を有する農林漁業に従事する者等とする。 3 直売所施設を専用して使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないこととする。 4 その他使用を終えたときの原状回復の義務等について規定する。 ○施行期日 平成17年1月11日から
29	秋田市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する件	○改正理由 河辺町および雄和町の編入に伴い、分担金に関する経過措置を定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 編入日前に両町の条例により賦課された分担金の取扱いについては、両町の条例の例による旨の経過措置を規定する。 2 両町の区域内において、平成17年3月31日までに賦課される分担金の取扱いについては、両町の条例の例による旨の経過措置を規定する。 3 雄和種平農業集落排水施設に係る分担金の取扱いについては、平成17年4月1日以後においても、雄和町の条例の例に

		よる旨の経過措置を規定する。 4 当分の間、両町の区域内の受益者から徴収する分担金の上限額を17万円とする旨の経過措置を規定する。 ○施行期日 平成17年1月11日から
30	秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する件	○改正理由 河辺町および雄和町の編入により両町の農業集落排水施設を引き継ぐことに伴い、その設置、使用料に関する経過措置等について定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 農業集落排水施設に両町の11施設を加える。 2 施行日前に両町の条例によりなされた処分等は、改正後の条例によりなされたものとみなす旨の経過措置を規定する。 3 両町の区域内における平成18年4月1日以後最初の検針日までの期間の水道水を使用している場合の使用料については、両町の条例の例による旨の経過措置を規定する。 4 両町の区域内における平成18年3月31日までの期間の水道水以外の水のみを使用している場合の使用料の算定方法については、市長が別に定める旨の経過措置を規定する。 5 この条例の施行の際現に河辺町の条例により占用許可を受けている者に係る占用料等の取扱いについては、平成17年3月31日までの間に限り、河辺町の条例の例による旨の経過措置を規定する。 ○施行期日 平成17年1月11日から
31	秋田市農業集落排水債償還基金条例を設定する件	○設定理由 河辺町の編入に伴い、農業集落排水債償還基金（以下「基金」という。）の設置等について定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要 旨 1 農業集落排水債の償還に必要な財源を確保するため、基金を設置することとする。 2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

		3 基金に属する現金は、最も確実有利な方法で保管しなければならないこととする。 4 基金の運用から生ずる収益は、基金に編入することとする。 5 市長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとする。 6 基金は、農業集落排水債の償還に要する経費の財源に充てる場合に限り処分することができることとする。 ○施行期日 平成17年1月11日から
32	秋田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 河辺町および雄和町の編入により両町の下水道を引き継ぐこと等に伴い、下水道事業の規模を改めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 排水区域面積を6,425ヘクタールから7,317.2ヘクタールに改める。 2 排水人口を312,700人から327,870人に改める。 3 1日最大処理能力を210,806立方メートルから226,567.2立方メートルに改める。 ○施行期日 平成17年1月11日から
33	秋田市下水道条例の一部を改正する件	○改正理由 河辺町および雄和町の編入に伴い使用料に関する経過措置等を定め、水道事業と下水道事業の組織の統合に伴い規定を整備するとともに、指定排水設備工事業者の指定等の手数料について定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 汚水のみを排除すべき排水管および雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径をそれぞれ規定する。 2 編入日前に両町の条例によりなされた処分等については、この条例によりなされたものとみなす旨の経過措置を規定する。 3 両町において、平成18年3月31日までの期間の使用に係る使用料は、両町の条

		例の例による旨の経過措置を規定する。 4 水道事業と下水道事業の組織の統合に伴い、規定の整備を行う。 5 指定排水設備工事業者の指定の有効期間を3年とし、有効期間満了時に引き続き指定を受けようとするときは、指定の更新を受けなければならないこととする。 6 除害施設の設置等をしようとする者は、所要の事項を管理者に届け出なければならないこととする。 7 指定排水設備工事業者の指定および指定の更新の手数料を新たに規定する。 ○施行期日 平成17年1月11日から。ただし、4から7までについては、同年4月1日から。6の施行の際現に除害施設を設置している者は、改正後の条例による設置の届出をした者とみなす旨の経過措置その他所要の経過措置を規定する。
34	秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 水道事業と下水道事業の組織の統合に伴い規定を整備するとともに、河辺町および雄和町の編入に伴い受益者負担金に関する経過措置を定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 水道事業と下水道事業の組織の統合に伴い、規定の整備を行う。 2 編入日前に両町の条例によりなされた処分等は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす旨の経過措置を規定する。 3 両町の区域内において、平成18年3月31日までの期間に公告する賦課対象区域内における負担金の額については、両町の条例の例による旨の経過措置を規定する。 ○施行期日 平成17年1月11日から。ただし、1については、同年4月1日から
35	秋田市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する件	○改正理由 水道事業と下水道事業の組織の統合に伴い規定を整備するとともに、雄和町の編入に伴い分担金に関する経過措置を定めるため、改正しようとするもの

		○改正要旨 1 水道事業と下水道事業の組織の統合に伴い、規定の整備を行う。 2 編入日前に雄和町の条例によりなされた処分等は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす旨の経過措置を規定する。 3 旧雄和町の区域内において平成18年3月31日までの期間に公告する賦課対象区域内における分担金の額については、雄和町の条例の例による旨の経過措置を規定する。 ○施行期日 平成17年1月11日から。ただし、1については、同年4月1日から
36	秋田市地域下水道条例の一部を改正する件	○改正理由 水道事業と下水道事業の組織の統合に伴い規定を整備するとともに、雄和町の編入により糠塚地域下水道を引き継ぐことに伴いその設置、使用料に関する経過措置等について定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 水道事業と下水道事業の組織の統合に伴い、規定の整備を行う。 2 除害施設の設置等をしようとする者は、所要の事項を管理者に届け出なければならないこととする。 3 糠塚地域下水道を本市の地域下水道に加える。 ○施行期日 平成17年1月11日から。ただし、1および2については、同年4月1日から。糠塚地域下水道の処理区域において、平成18年3月31日までの期間の使用に係る使用料は雄和町の条例の例による旨の経過措置その他所要の経過措置を規定する。
37	秋田市東西歩道橋等広告板使用料条例の一部を改正する件	○改正理由 秋田駅東西連絡自由通路等の広告板の使用料の額を引き下げるとともに、同通路への広告板の設置に係る使用料について定めるため、改正しようとするものである。

○改正要旨

- 1 既存の広告板の使用料を次のとおり引き下げる。

使用物件	改正後	改正前
秋田駅東西歩道橋	12,600円	20,600円
土崎駅東西歩道橋	4,200円	8,240円
秋田駅東西連絡自由通路	10,500円	21,000円

※金額は、1面当たりの月額

- 2 広告板を設置する場合の使用料は、次のとおりとする。

区 分		使 用 料	
		単 位	金 額
秋田駅東西連絡自由通路	第1種広告板	1区画1月につき	7,350円
	第2種広告板		3,675円
	案内広告板	1面1月につき	14,700円

備考

- この表において「第1種広告板」とは、その大きさを日本工業規格B列1番とするポスターその他広告物を掲示するための広告板で、おおむね日本工業規格B列1番の大きさに相当する区画が1以上あるものをいう。
- この表において「第2種広告板」とは、その大きさを日本工業規格B列2番とするポスターその他広告物を掲示するための広告板で、おおむね日本工業規格B列2番の大きさに相当する区画が1以上あるものをいう。
- この表において「案内広告板」とは、日本工業規格B列0番を超える大きさのポスターその他広告物を掲示するための広告板で、当該広告板に掲示される内容に市の施設の案内が含まれるものをいう。
- 使用の期間が1月未満であるときは1月として、その期間に1月未満の端数があるときは当該端数を1月として計算する。

○施行期日 平成17年1月1日から。改正後の条例の規定は施行日以後の使用に係る使用料から適用する旨の経過措置その他所要の経過措置を規定する。

- 38 秋田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する件

○改正理由

一般病床数および結核病床数を改めるため、改正しようとするもの

○改正要旨

一般病床数を410床から376床に、結核病床数を46床から32床に改める。

○施行期日 平成17年1月1日から

- 39 市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する件

○改正理由

2人室等の使用料について定めるとともに、特別初診料の適正化を図るため、改正しようとするもの

		○改正要旨 1 普通個室Cの使用料を1日につき2,000円、2人室の使用料を1日につき1,200円とする。 2 特別初診料の額を1,100円とする。 ○施行期日 平成17年2月1日から。改正後の条例の規定は施行日以後の診療又は利用に係る使用料から適用する旨の経過措置を規定する。
40	秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 下水道事業に地方公営企業法（以下「法」という。）の全部を適用し、水道事業と下水道事業の組織を統合するとともに、河辺町および雄和町の編入により両町の水道事業および簡易水道事業を引き継ぐことに伴いその給水区域等について定めるため、改正しようとするものである。 ○改正要旨 1 本市に設置する事業に下水道事業を加えるとともに、下水道事業に法の規定の全部を適用することとする。 2 水道事業、簡易水道事業および下水道事業を通じて管理者1人を置くことするとともに、その権限に属する事務を処理させるため、上下水道局を置くこととする。 3 給水区域に両町の水道事業および簡易水道事業の給水区域を加えるとともに規定を整備する。 4 下水道事業の規模について規定する。 5 秋田市下水道事業の設置等に関する条例を廃止する。 ○施行期日 平成17年1月11日から。ただし、1、2、4および5については、同年4月1日から
41	秋田市水道事業給水条例の一部を改正する件	○改正理由 水道事業と下水道事業の組織の統合に伴い規定を整備するとともに、河辺町および雄和町の編入に伴い水道料金等に関する経過措置を定めるため、改正しようとするものである。 ○改正要旨 1 水道事業と下水道事業の組織の統合に

		に伴い、規定の整備を行う。 2 編入日前に両町の条例によりなされた処分等は、この条例によりなされたものとみなす旨の経過措置を規定する。 3 編入日前に申込みがなされた両町の給水区域内における給水装置の工事に係る加入金等については、両町の条例の例による旨の経過措置を規定する。 4 両町の給水区域内における平成18年4月1日以後最初の検針日までの期間の料金については、両町の条例の例による旨の経過措置を規定する。 5 編入日前にした行為等に対する罰則の適用については、両町の条例の例による旨の経過措置を規定する。 ○施行期日 平成17年1月11日から。ただし、1については、同年4月1日から
42	秋田市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する件	○改正理由 河辺町および雄和町の編入に伴い、農業委員会の選挙による委員の定数を改めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 選挙による委員の定数を20人から25人に改める。 ○施行期日 平成17年1月11日からとし、同日以後最初に行われる一般選挙から適用する。
43	秋田市農業委員会委員の選挙区および選挙区定数条例の一部を改正する件	○改正理由 河辺町および雄和町の編入に伴い、農業委員会の選挙による委員の選挙区およびその定数を改めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 選挙による委員の選挙区を、旧秋田市区域3選挙区、旧河辺町区域1選挙区および旧雄和町区域1選挙区の5選挙区とし、その定数をそれぞれ5人とする。 ○施行期日 平成17年1月11日からとし、同日以後最初に行われる一般選挙から適用する。

44	秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する件	○改正理由 河辺町および雄和町の編入に伴い、両町の消防団員の報酬等に関する経過措置を定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 両町の消防団員で、引き続き本市の消防団員となるものに係る平成17年3月31日までの報酬等の額については、両町の条例の例による旨の経過措置を規定する。 ○施行期日 平成17年1月11日から
「 単 行 案 」 6 件		
45	秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についての協議に関する件	○平成17年1月11日から河辺町および雄和町を廃し、その区域を秋田市に編入することに伴い、関係地方公共団体で協議の上、平成17年1月10日をもって秋田県市町村会館管理組合から河辺町および雄和町を脱退させることについて、議会の議決を求めようとするもの
46	秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少および秋田県市町村総合事務組合規約の変更についての協議に関する件	○平成17年1月11日から河辺町および雄和町を廃し、その区域を秋田市に編入すること等に伴い、関係地方公共団体で協議の上、平成17年1月10日をもって秋田県市町村総合事務組合から河辺町および雄和町ならびに河辺雄和地区消防一部事務組合を脱退させるとともに規約を変更することについて、議会の議決を求めようとするもの
47	秋田周辺広域市町村圏協議会を組織する地方公共団体の数の減少および秋田周辺広域市町村圏協議会規約の変更についての協議に関する件	○平成17年1月11日から河辺町および雄和町を廃し、その区域を秋田市に編入することに伴い、関係地方公共団体で協議の上、平成17年1月10日をもって秋田周辺広域市町村圏協議会から河辺町および雄和町を脱退させるとともに規約を変更することについて、議会の議決を求めようとするもの
48	市道路線を廃止する件	○県道と重複した路線等を整理するため、廃止しようとするもの ・ 廃止路線 10路線 延長3,706.40m
49	市道路線を認定する件	○宅地造成に伴い新設された道路等を市道路線に認定しようとするもの ・ 認定路線 27路線 延長5,402.20m

		※認定後の市道総延長 約1,554Km
50	秋田市・河辺町・雄和町合併協議会の廃止に関する件	○秋田市・河辺町・雄和町合併協議会を廃止することについて、議会の議決を求めようとするもの
	「追加提案」	
	「人事案」 3 件	
51	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○現人権擁護委員の笹村淳子氏の任期満了（平成17年2月28日）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年
52	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○現人権擁護委員の澤口龍文氏の任期満了（平成17年2月28日）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年
53	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○現人権擁護委員の田中伸一氏の任期満了（平成17年2月28日）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年